

## ✚ 貨物概要

マグネシウム鉱石と硫酸を反応させて製造した白色粒状の硫酸苦土肥料で、保証成分量として水溶性苦土を 25%含有するもの

## ✚ 分類

関税率表第 3824. 99 号-4（統計番号 3824. 99-999）の他の項に該当しない調製品

## ✚ 分類理由

本品は、硫酸マグネシウムを主成分とする硫酸苦土肥料ですが、肥料成分として窒素、りん及びカリウムを含有しないことから、関税率表第 31 類の肥料には分類されません。また、第 28 類の硫酸マグネシウムとして精製されたものでもないことから、他に該当する項のない化学工業の調製品として、上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）